

契約書(案)

神奈川県立【対象学校】校長△△ △△(以下「発注者」という。)と供給者〇〇 〇〇(以下「受注者」という。)との間に、次のとおり電力の需給契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき【対象学校】で使用する電力を需要に応じて発注者に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約の内容)

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 品名 【対象学校】で使用する電力
- (2) 規格 仕様書に定めるとおり
- (3) 契約単価等 **(本号は落札者の設定メニューによるものとする。)**

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、令和元年10月1日施行後の消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。

基本料金単価	契約電力(使用規模1ヵ月1キロワットあたり)	円
{	電力量料金単価 夏季(7月1日から9月30日までの期間)	
	1キロワット時あたり	円
	その他季(夏季を除く期間)	
	1キロワット時あたり	円

- (4) 納入場所 【対象学校】
- (5) 契約期間 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで
- (6) 契約保証金 神奈川県財務規則第28条第6号により免除
- (7) 代金支払場所 神奈川県指定金融機関 株式会社横浜銀行 県庁支店

2 前項第3号及び第5号の規定にかかわらず、令和2年度において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、この契約は変更又は解除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

(供給の保証)

第4条 受注者が当該地域の旧一般電気事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等で定める料金は受注者が負担するものとする。

(使用電力量の増減)

第5条 使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(契約電力)

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、契約電力が500キロワット以上となる場合は、発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。

(単位及び端数処理)

第7条 本契約及び別に定める覚書において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとし、対象施設が複数の場合は施設ごとに計算するものとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 料率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

(計量及び検査)(本条は落札者と協議することとする。)

第8条 計量日は、毎月月末とし、受注者は計量日時に記録された電力量計等により、使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定期間)(本条は落札者と協議することとする。)

第9条 電気料金は、次の場合を除き、その算定期間は毎月1日の0時から毎月末の24時までとする。

- (1) 電気の供給を休止し、若しくは停止し、又は本契約が消滅した場合
 - (2) 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- 2 前2号に該当する場合は、日若しくは時間割を基準に発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

(電気料金の算定) (本条は落札者の設定メニューによるものとする。)

第10条 電気料金は、基本料金、電力量料金、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額から蓄熱割引額を差し引いた合計金額とし、取引に係る消費税及び地方消費税額を含むものとする。

2 消費税及び地方消費税額は、基本料金、電力量料金、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額から蓄熱割引額を差し引いた合計額に110分の10を乗じて得た額である。

3 第1項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものとするが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増するものとする。

4 第1項の電力量料金は、電力量料金単価に第8条で計量した使用電力量を乗じるものとする。

(料金の請求及び支払い等)

第11条 受注者は、第8条による検査の終了後、第7条及び前条によって算出した電気料金を対象施設ごとの内訳書を添付の上、1月毎に発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払い請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第13条 受注者は、電力の供給が滞った場合、滞った日数1日につき当該契約に係る予定電気料金に、年2.7パーセントの割合で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められたときは、この限りでない。

2 発注者の責に帰する事由により第11条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までの間の予定使用電力量に第2条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額を加算した額の100分の15に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(業者調査への協力)

第14条 発注者又は神奈川県知事が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は神奈川県知事は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 15条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、入札執行時に示した発注予定数量に売買単価を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 16条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第 17条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。
 - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてその責を負わないものとする。

(賠償の予約)

第 18条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、入札執行時に示した発注予定数量に売買単価を乗じて計算した額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第 19 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金(以下「賠償金等」という。)を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ年**2.7**パーセントの割合で計算した額(以下「遅延利息」という。)を加えた額を徴収する。

2 電気料金が未払いの場合にあつては、賠償金等及び電気料金支払日までに遅延利息がある場合はその遅延利息を、発注者が支払うべき電気料金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

(2項については、電気料金から控除して徴収することができないときは削除)

(機密の保持)

第 20 条 発注者及び受注者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。また、本契約終了後においても同様とする。ただし、事前に相手方の承認があつた場合は、この限りでない。

(苦情検討委員会による通知等)

第 21 条 発注者は、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会(以下「苦情検討委員会」という。)から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 発注者は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出されたときは、契約を破棄することができる。

(契約の費用)

第 22 条 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第 23 条 本契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第 24 条 契約締結後、天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不当と認められる場合は、その事情に応じ、発注者と受注者とが協議のうえ、売買単価、納入期限、その他契約内容を変更することができる。

(協議事項)

第 25 条 本契約条項について疑義が生じたとき又は本契約条項に定めのない事項については、神奈川県財務規則及び別に定める覚書に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 ○○市○○区○○町○丁目○番○号

【対象学校】

校長 ○○ ○○ 印

受注者 ○○市○○区○○町○丁目○番○号

(落札者)

○○ ○○ 印

※落札後の契約締結時において、【対象学校】に各所属名を記載します。

覚書(案)

神奈川県立【対象学校】校長△△ △△(以下「発注者」という。)と〇〇 〇〇(以下「受注者」という。)は、発注者受注者間で令和 年 月 日付けで締結した電力需給契約書(以下「原契約」という。)第25条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

(費用の負担)

第1条 原契約第6条において、発注者の希望する契約電力の変更により、受注者が東京電力パワーグリッド株式会社(以下「東京電力」という。)から託送供給等約款(平成30年10月1日実施)Ⅵの53に基づき料金、工事費の精算を申し受けた場合、あるいは同約款Ⅶの57、58、61、62、63、64及びⅧの69、71に基づき東京電力から費用負担を申し受けた場合、発注者がその費用を負担する。

(最大需要電力)

第2条 最大需要電力は、需要電力の最大値であって、東京電力が発注者の需要場所内に設置する電力取引メータ(以下「東電電力計」という。)により計量される値をいう。

(燃料費調整額)

第3条 燃料費調整額とは、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の電気需給約款(高圧)(平成28年4月1日実施)※により算出した燃料費調整単価に使用電力量を乗じたものとする。

2 受注者は、発注者に1ヶ月ごとの燃料費調整単価を、供給する1ヶ月前までに報告しなければならない。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

第4条 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件による。

(力率)

第5条 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。)とする。

(計量日時)(本条は落札者と協議することとする。)

第6条 原契約第8条の計量日は、毎月月末の24時とする。また、その計量値は、東電電力計により計量されるものとし、受注者は計量値を東京電力から受領後、すみやかに発注者に通知するものとする。

(細目事項)

第7条 契約履行上必要な細目については、当該施設の電力使用規模に応じて適用される関東管内の旧一般電気事業者が定める「電気需給約款」を準用するものとする。

附 則

本覚書の適用開始日は、令和 年 月 日とする。

以上の覚書を証するため、この覚書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
【対象学校】
校長 〇〇 〇〇 印

受注者 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
(落札者)
〇〇 〇〇 印

※ 託送供給等約款及び電気需給約款については、契約時において実施されているものに基づくものとする。